
第3期

様似町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

様 似 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の策定体制	1
4. 計画の期間	1

第2章 様似町の現状と将来推計

1. 人口等の状況	2
(1) 年齢三階層別人口の推移	2
(2) 年齢三階層別人口の推計	2
(3) 児童人口の推移	3
(4) 児童人口の将来推計	3
(5) 6歳未満の人口の推移	4
(6) 6歳未満の子どもがいる世帯の状況	4
(7) 出生の状況(合計特殊出生率の推移)	5
(8) 出生数の推移	5
(9) 20歳～30歳までの女性の推移	6
2. 教育・保育施設の状況	6
3. 地域子ども・子育て支援事業の状況	7
4. アンケート調査からみた様似町の現状	8
(1) 調査の目的	8
(2) 子ども・子育てに関するアンケート調査(ニーズ調査)の概要	8
(3) 就学前児童調査の結果(概要)	8
① 子育てに関する相談先	8
② 子育てへのかかわり方	9
③ 保護者の就労状況	9
④ 定期的な教育・保育事業の利用	10
⑤ 町が実施する事業の認知状況・利用意向	11
⑥ 小学校就学後放課後の過ごし方	12
⑦ 子育てに対する不安や悩み	13

⑧ 町の子育て支援策(ニーズ).....	15
⑨ 子育てのしやすさの満足度.....	15
(4) 小学生児童調査の結果(概要).....	16
① 子育てに関する相談先.....	16
② 保護者の就労状況.....	16
③ 放課後の過ごし方.....	17
④ 子育てに対する不安や悩み.....	17
⑤ 町の子育て支援策(ニーズ).....	19
⑥ 子育てのしやすさの満足度.....	20

第3章 計画の基本的事項

1. 基本目標の設定.....	21
2. 目標と実現のためにできること.....	21
(1) 「子どもの育つ力をのばす環境づくり」を実現するために.....	21
(2) 「多様なライフスタイルの中で、子どもを産み育てる環境 を支える地域づくり」を実現するために.....	21
3. 教育・保育提供区域の設定について.....	22
(1) 教育・保育提供区域.....	22
(2) 様似町における教育・保育提供区域の設定.....	22
4. 推計児童数.....	22

第4章 教育・保育施設の充実

1. 量の見込み・認定区分.....	23
2. 提供体制の確保.....	23
(1) 1号認定(3歳以上、幼稚園・認定こども園(教育部分) を利用希望)	23
(2) 2号認定(3歳以上、保育園・認定こども園(保育部分) を利用希望)	24
(3) 3号認定(0歳、保育園・認定こども園(保育部分) を利用希望)	24
(4) 3号認定(1歳、保育園・認定こども園(保育部分) を利用希望)	25
(5) 3号認定(2歳、保育園・認定こども園(保育部分) を利用希望)	25

第5章 地域子ども・子育て支援事業等の充実

1. 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」…	26
(1) 地域子育て支援拠点事業……………	26
(2) 妊婦健診事業……………	26
(3) 乳児家庭全戸訪問事業……………	26
(4) 養育支援訪問事業……………	27
(5) 一時預かり事業……………	27
① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)…	27
② 幼稚園における一時預かり(幼稚園における在園児対象以外)…	27
(6) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)……………	28
(7) 子育て短期支援事業……………	28
(8) 産後ケア事業……………	28
(9) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)……………	29
(10) 利用者支援事業……………	29
(11) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)…	29
(12) 時間外保育事業(延長保育事業)……………	29
(13) 病児・病後児保育事業……………	30
(14) 子育て世帯訪問支援事業……………	30
(15) 児童育成支援拠点事業……………	30
(16) 親子関係形成支援事業……………	30

第6章 計画の推進体制

1. 推進体制……………	31
(1) 身近な相談窓口……………	31
(2) 情報公開・提供の充実……………	31
(3) 関係機関の連携強化……………	31
(4) 庁内連携体制の充実……………	31

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

様似町では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年4月～令和2年3月を第1期、令和2年4月～令和6年3月を第2期とした「様似町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てを支援してきました。

様似町の現状と課題、保護者の希望を踏まえ、すべての子どもたちにより良い環境を提供し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援していくことを目的として今後5年間の町の目指す姿を示すため第3期計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

「様似町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法第61条」に基づき、様似町の子どもと子育て家庭を支援するため、今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。また、社会全体で子ども・子育て家庭を支援していくため、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的確保・充実」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものであります。

策定にあたっては、子どもと子育て家庭に関するさまざまな分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、子ども・子育て支援法をはじめとし、「第9次様似町総合計画」を上位計画として取り組んだ施策等を踏まえ、整合性を図っています。

3. 計画の策定体制

「第3期様似町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、就学前児童及び小学生の保護者を対象として令和6年2月に、子育てに関するニーズ調査を実施しています。

4. 計画の期間

「子ども・子育て支援法」に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、国や道の施策の動向、社会経済情勢の変化状況、計画の進捗状況や点検・評価を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第2章 様似町の現状と将来推計

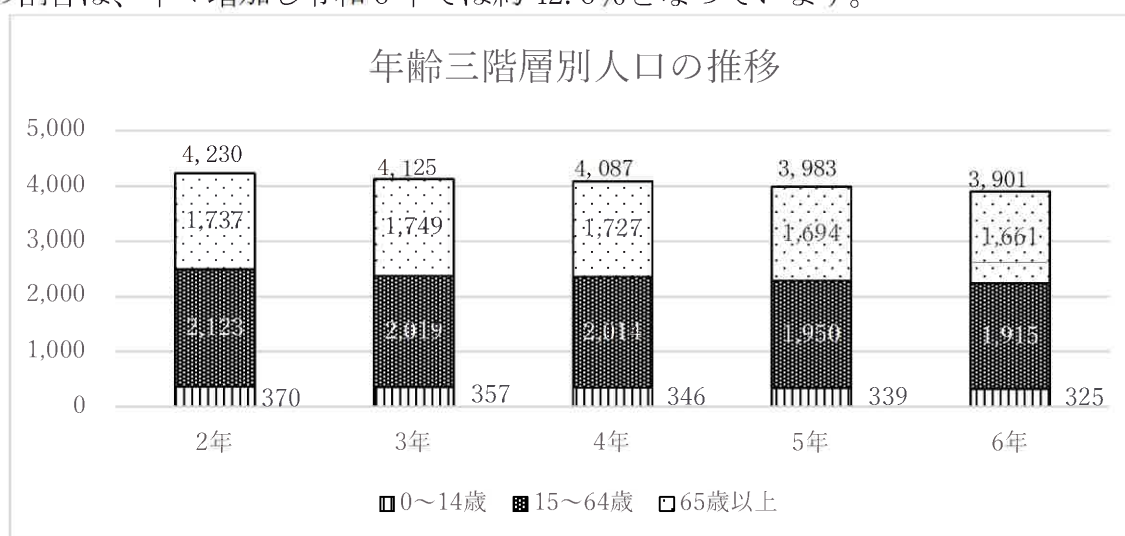
1. 人口等の状況

(1) 年齢三階層別人口の推移

様似町の人口は、昭和38年の10,964人(住民基本台帳)をピークに毎年減少を続け、令和2年には4,000人を下回る状況にあります。

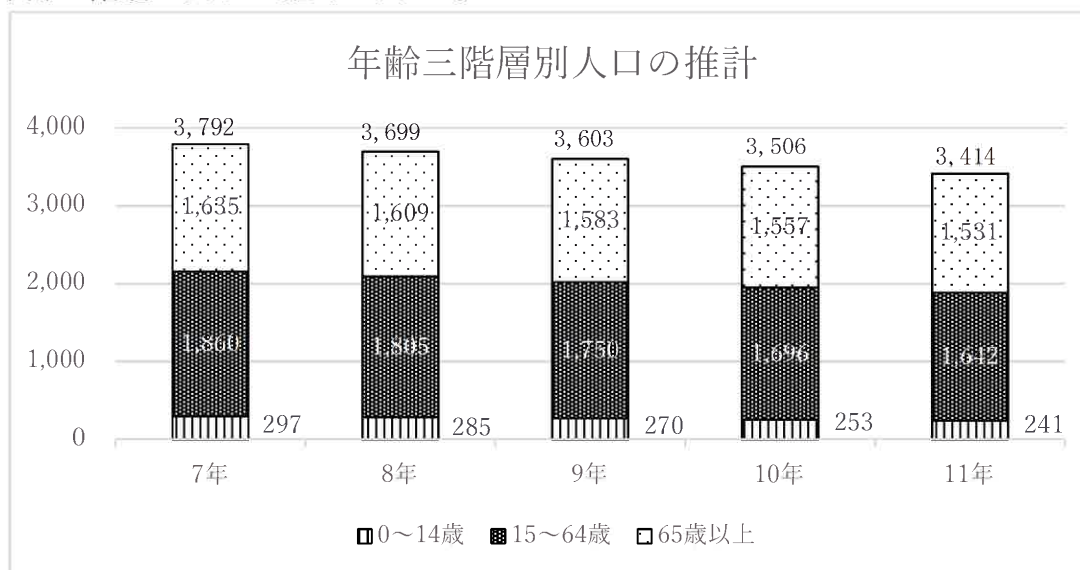
この状況を年齢三階層別人口で見ますと0～14歳人口と15～64歳人口は毎年減少しており、65歳以上人口は令和3年の1,749人をピークにそれまでの増加から減少に転じており、総人口の減少が加速している状況となっています。

また、65歳以上人口は減少していますが、64歳以下の人口減少スピードが速く高齢者の割合は、年々増加し令和6年では約42.6%となっています。



(各年1月1日現在・住民基本台帳)

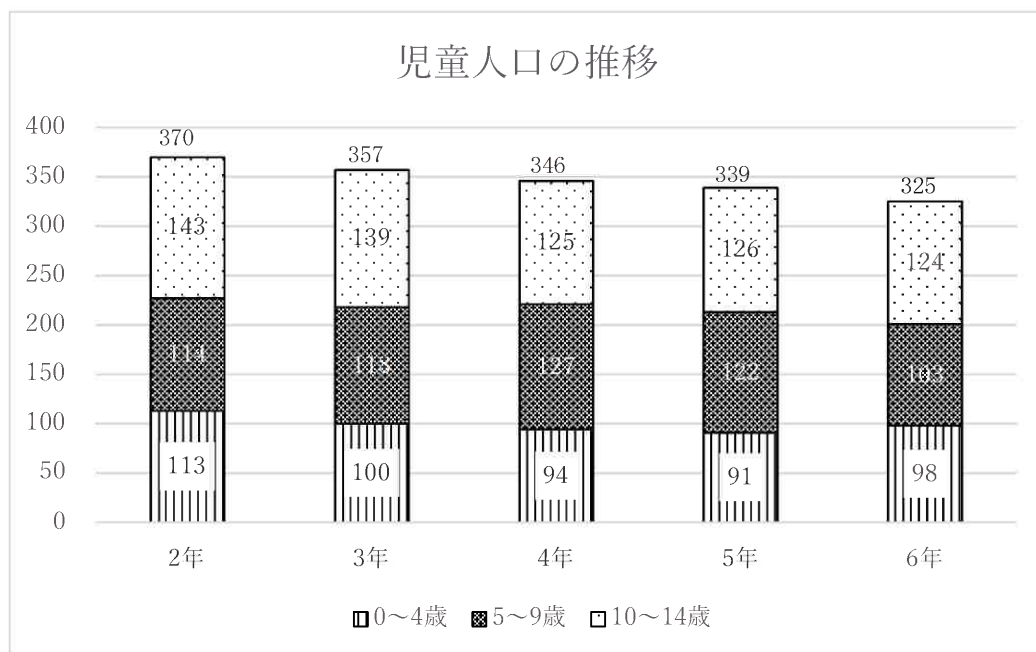
(2) 年齢三階層別人口の推計 ※参考



(3) 児童人口の推移

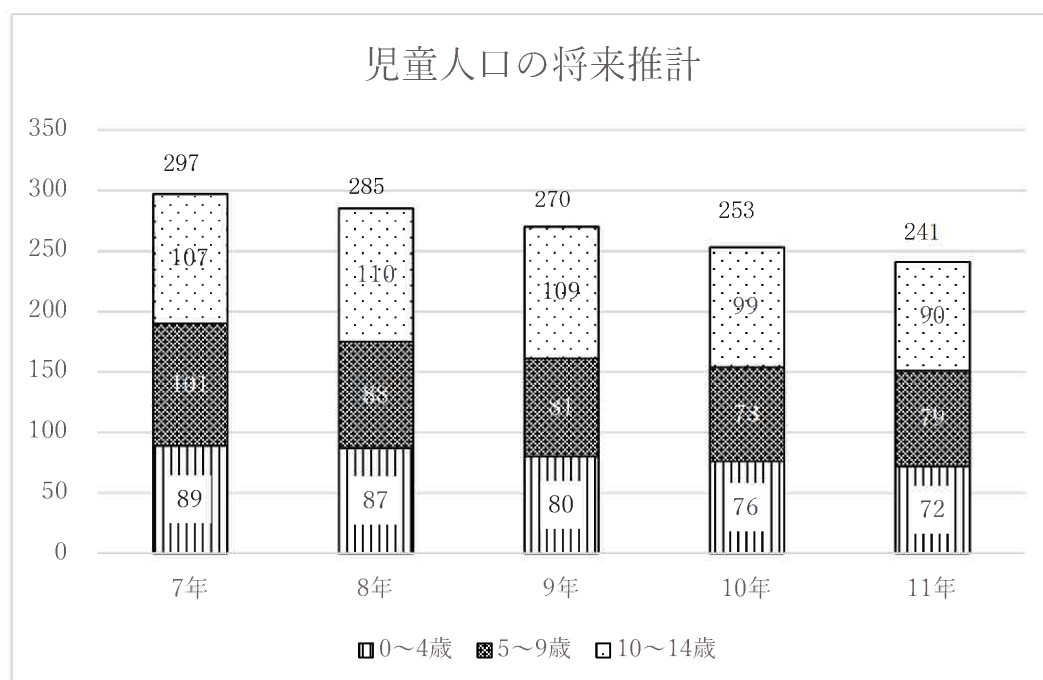
0～14 歳人口については、年代別に年により多少の変動はあるものの、全体としてはこの5年間で370人から325人と12.2%の減少となっています。

今後も出生数の回復が見込めないことから、年々減少し、令和11年には241人程度になると推計されます。



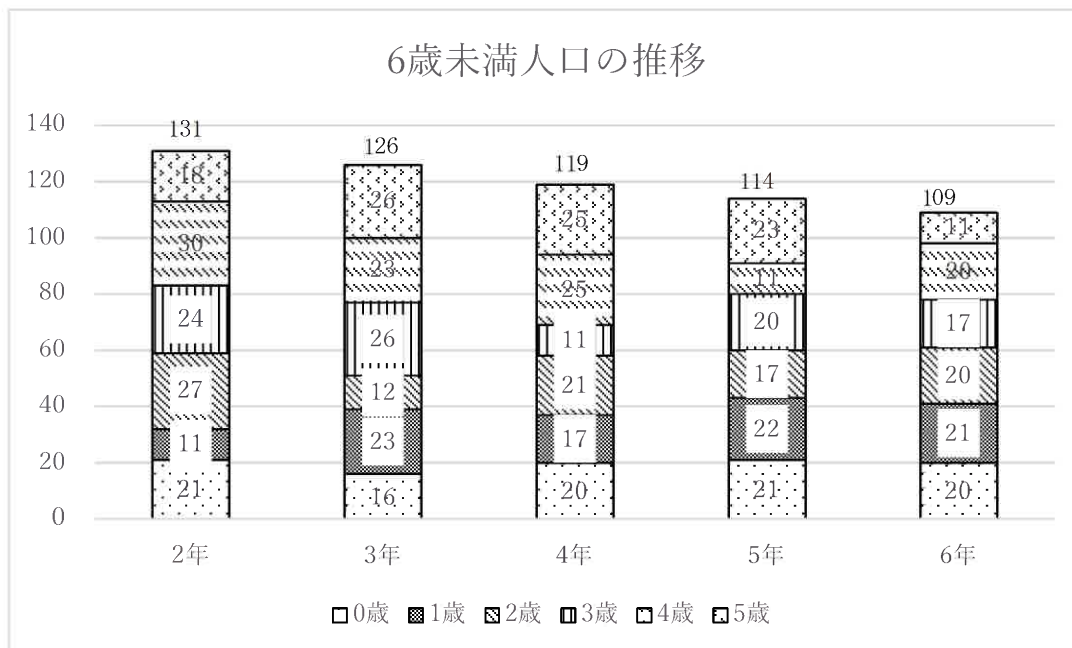
(各年1月1日現在・住民基本台帳)

(4) 児童人口の将来推計 ※参考



(5) 6歳未満の人口の推移

6歳未満人口(未就学児)では、令和2年においては、131人でしたが、令和6年では、109人となっており、22人・16.8%の減少となっています。

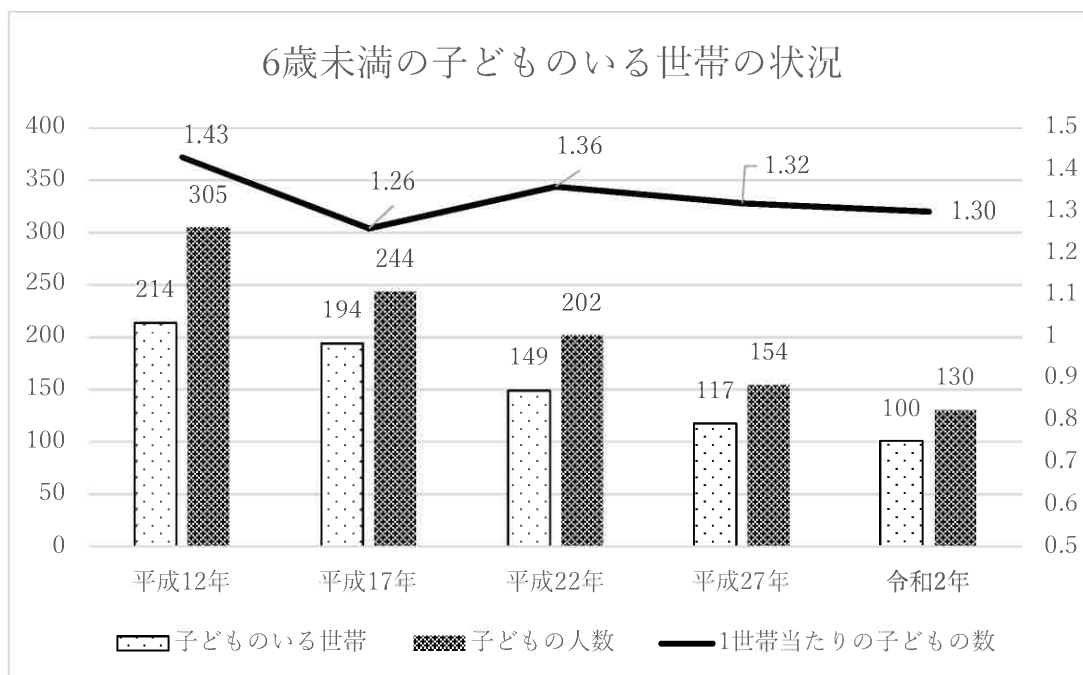


(各年1月1日現在・住民基本台帳)

(6) 6歳未満の子どものいる世帯状況

「6歳未満の子どものいる世帯状況」を見てみると、子ども数では、平成12年から令和2年で175人・57.4%の減少で、世帯数では、114世帯・53.3%の減少となっています。

また、1世帯当たりの子どもの人数は、年ごとに増減はあるものの、平成12年の1.43人から令和2年の1.30人と減少となっています。

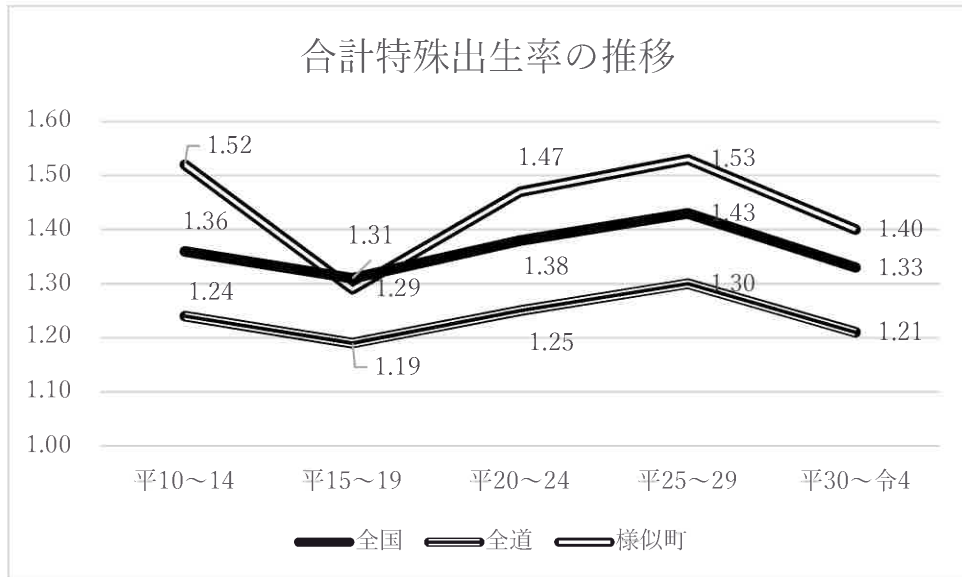


(国勢調査)

(7) 出生の状況(合計特殊出生率の推移)

本町の合計特殊出生率は平成 15 年～19 年の期間を除き全国、全道よりも高い状況にあります。人口を維持する水準からはかなり低い出生率となっています。

また、コロナ禍の影響もあり平成 30～令和 4 年の出生率が減少しており今後の推移を見守る必要があります。

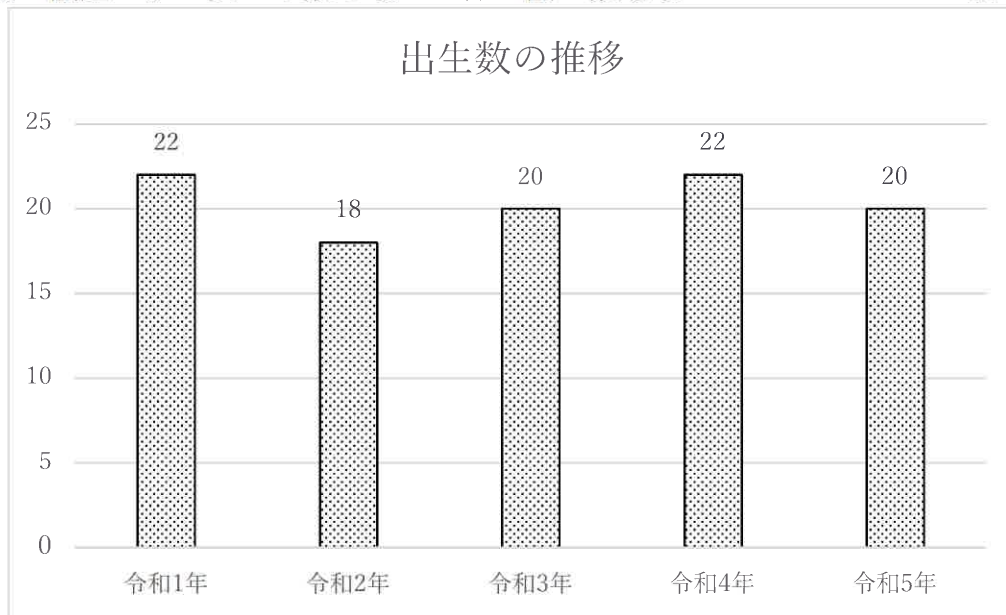


(厚生労働省「人口動態統計」より)

(8) 出生数の推移

本町の出生数については、令和 1 年から令和 5 年の間は比較的安定していて、毎年 20 人前後の出生数で推移し、平均で 20.4 人となっていますが、転出等により教育・保育を受ける子ども数は出生数を下回っています。

今後は出産可能な女性の数の減少に伴い出生数も減少していくと予想されます。

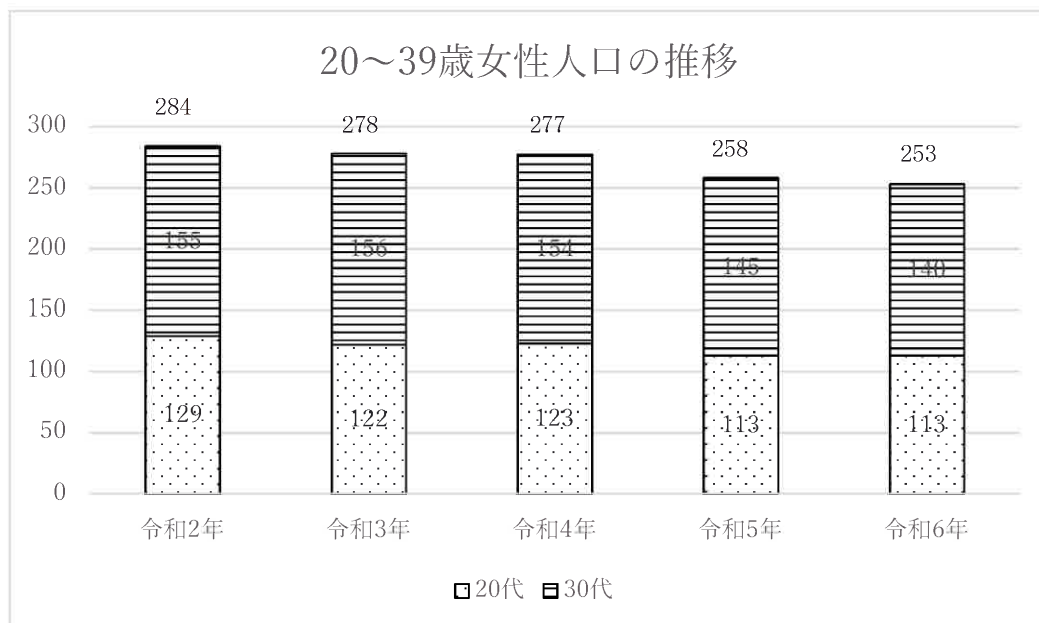


(住民基本台帳)

(9) 20 歳～39 歳までの女性の推移

出産の中心となる 20～30 代の女性の人口は、表のとおり、令和 2 年から令和 6 年の 5 年間で 284 人から 253 人と 31 人・10.9%の減少となっています。

今後も少子化や社会減の影響でこの世代の女性の減少は避けられないものとなっています。



(各年1月1日現在・住民基本台帳)

2. 教育・保育施設の状況

第2期子ども・子育て支援事業計画の目標と現状

事業名	令和6年度 実績 (4月1日現在)	令和6年度 目標	内 容
○幼保連携型認定子ども園 様似町立幼児センター			
・1号認定	12人	19人	1号認定：幼児期の学校教育を希望する子ども(幼稚園児)
・2号認定	37人	34人	2号認定：3歳以上で保育を必要とする子ども
・3号認定	28人	18人	3号認定：3歳未満で保育を必要とする子ども
①1・2歳児	26人	16人	
②0歳児	2人	2人	
合計	76人	71人	
(うち広域保育)			(浦河町の保育所を利用)
・3号認定	1人	1人	
①1・2歳児	1人	1人	

3. 地域子ども・子育て支援事業の状況

第2期子ども・子育て支援事業計画の目標と現状

事業名	令和5年度 実績	令和6年度 目標	内 容
(1) 地域子育て支援拠点事業	1 か所 1,185 人回	1 か所 384 人回	幼児センター内の「子育て支援係」により子育てサロンや親子参加事業、子育て講演会などを開催
(2) 妊婦健診事業	149 回人	224 人回	1 人の妊婦に対して最大14回分の健診費用をほぼ全額助成している
(3) 乳児全戸訪問事業	21 人	16 人	
(4) 養育支援訪問事業	3 人	10 人	
(5) 一時預かり事業	54 人日 (1 号認定) 50 人日 (3 歳未満)	191 人日 (1 号認定) 84 人日 (3 歳未満)	保護者の都合により家庭で保育できない時に一時預かりを実施
(6) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	59 人 (1～3 年生) 45 人 (4～6 年生)	50 人 (1～3 年生) 54 人 (4～6 年生)	小 1～3 年生で共働き等の留守家庭に対しての「放課後児童クラブ」と小 4～6 年生は保護者の就労に関係なく希望者が登録する「放課後子ども教室」を同一施設である「放課後児童施設ひまわり」で実施
(7) 利用者支援事業	0 か所	0 か所	子育てに関する相談業務の主な窓口が幼児センター内の「子育て支援係」と妊婦・乳幼児健診を担当する「保健福祉課保健推進係」の2か所で実施しているが利用者支援事業の人員配置を満たしていない状況
(8) 子育て短期支援事業	0 人	0 人	ショートステイ、トワイライトステイ事業があり、保護者が疾病等により養育が困難となった場合里親等により養育・保護を行う事業
(9) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	0 か所	0 か所	児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動の連絡調整を実施する事業

(10) 時間外保育事業	0 か所	0 か所	通常保育時間(11 時間)を超えて延長保育を行う事業。
(11) 病児・病後児保育事業	0 人	0 人	保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に、病院・認定こども園等の専用スペースで一時的に保育する事業。

4. アンケート調査からみた様似町の現状

(1) 調査の目的

本計画を策定するにあたって、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施しました。この調査は、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するための基礎資料とするとともに、本町における子育て環境の変化や、町民が求める取り組み等を把握することで、より効果的な子育て支援策を検討することを目的とするものです。

(2) 子ども・子育てに関するアンケート調査(ニーズ調査)の概要

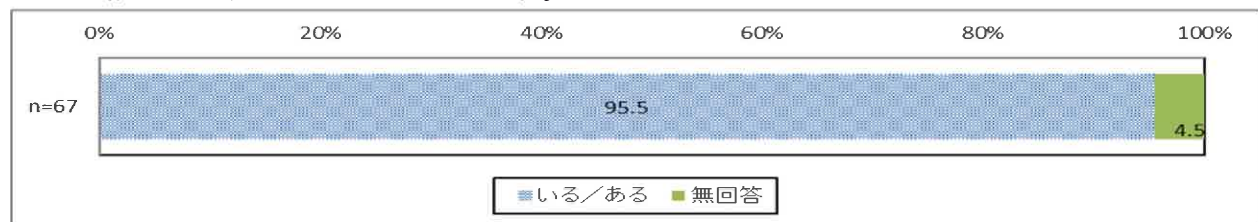
区分	就学前児童調査	小学生児童調査
調査対象者	町内在住の就学前児童をお持ちの保護者の方	町内在住の小学 1～6 年生の児童をお持ちの保護者の方
調査方法	幼児センター在園児⇒園を通じて配布・回収 幼児センター未在園児⇒郵送により配布・回収	様似小学校を通じて配布・回収
調査期間	令和 6 年 2 月～3 月	
回答状況	配布数：80 世帯 回答数：67 世帯 回答率：83.8%	配布数：109 世帯 回答数：78 世帯 回答率：71.6%

※ 対象児童が複数の場合は、年齢上位の児童(就学前と小学生の区分別)を対象として調査

(3) 就学前児童調査の結果(概要)

① 子育てに関する相談先

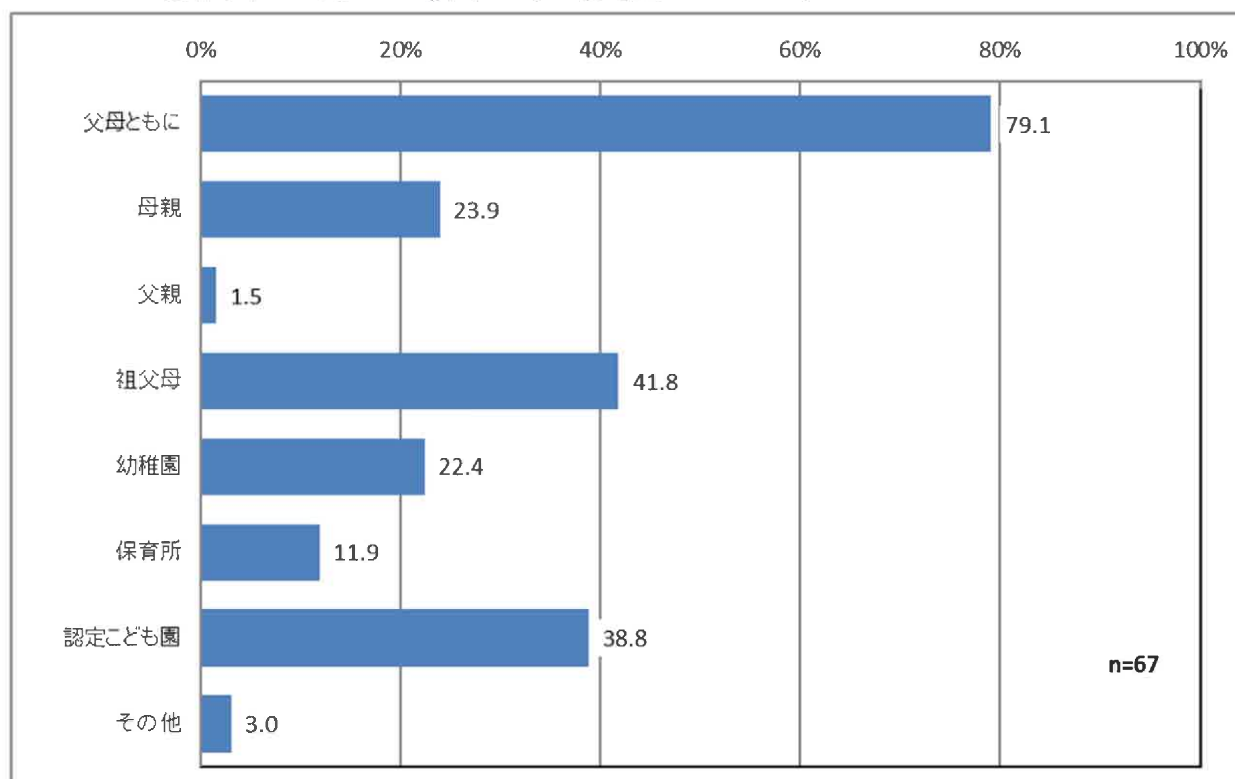
子育てに関する相談先があるか尋ねたところ、「いる/ある」が 95.5%となっており、5 年前より 3%少なくなっています。



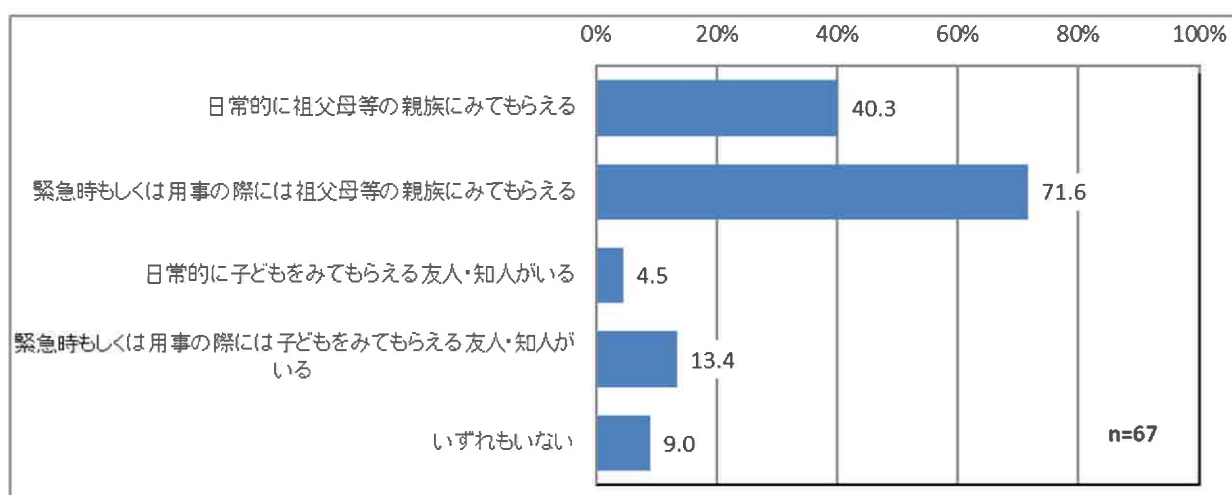
② 子育てへのかかわり方

日常的に子育てに関わっている人について「父母ともに」が79.1%「母親」が23.9%「祖父母」が41.8%となっており、前回より「父母ともに」が増加し、「母親」が減少しています。

また、幼稚園・認定子ども園の割合も増加しています。



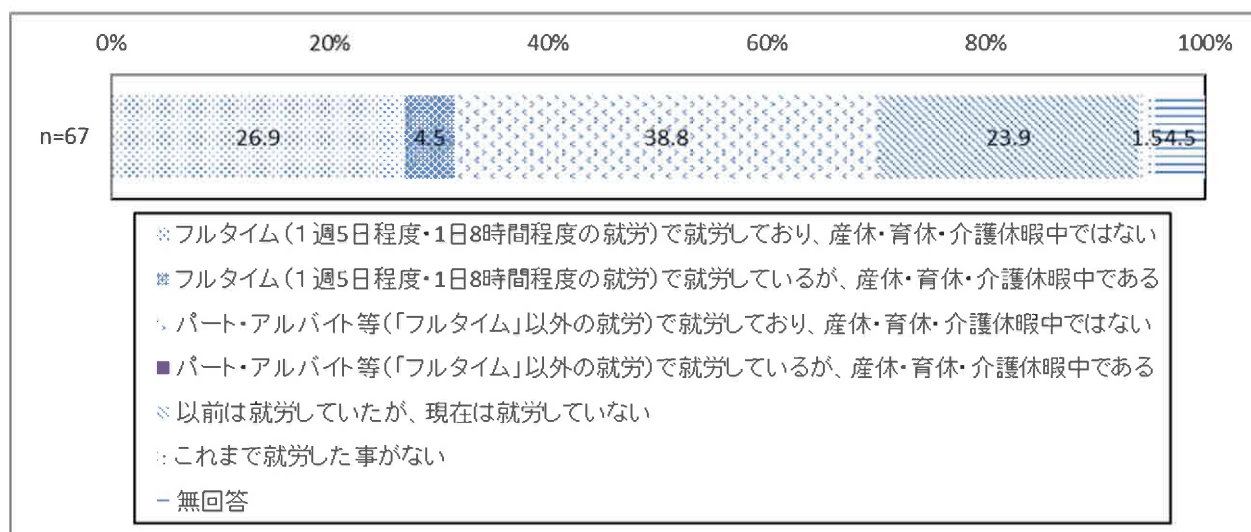
日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「いずれもない」と回答した方が9.0%となっており、祖父母が近くにいない、就労しているなど支援を得られにくい状況の方もいると思われます。



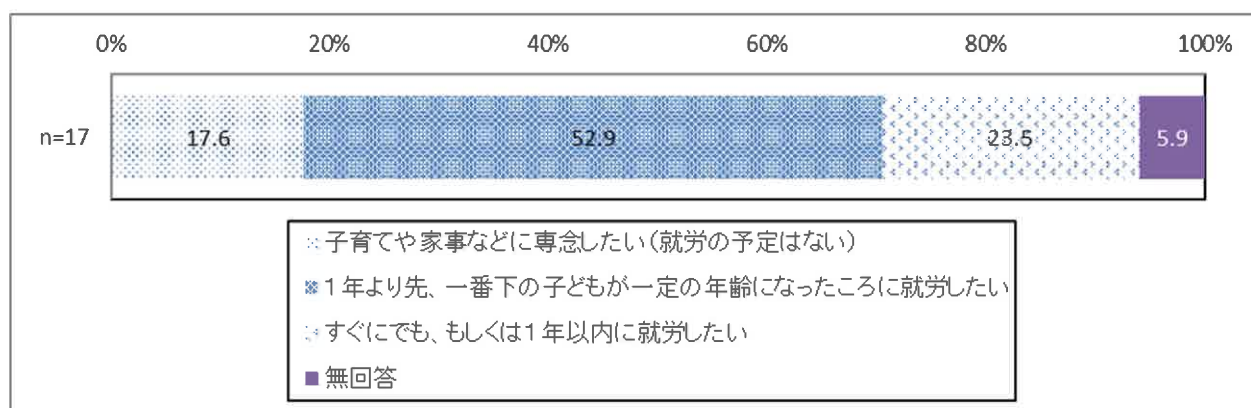
③ 保護者の就労状況

母親の就労状況については、「就労中/フルタイム(産休・育休を含む)」が31.4%、「就労中/パート・アルバイト」が38.8%、「以前は就労していたが、現在は就労して

いない」が23.9%となっており、就労している割合が70.2%となっており、前回調査より19.5%増加し、共働き家庭が増加している状況となっています。（父親の就労状況は、ほぼ全員フルタイムで就労している状況です）

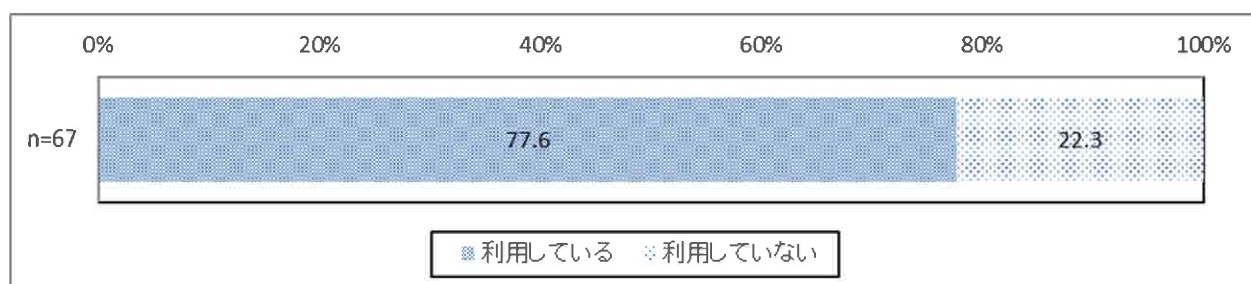


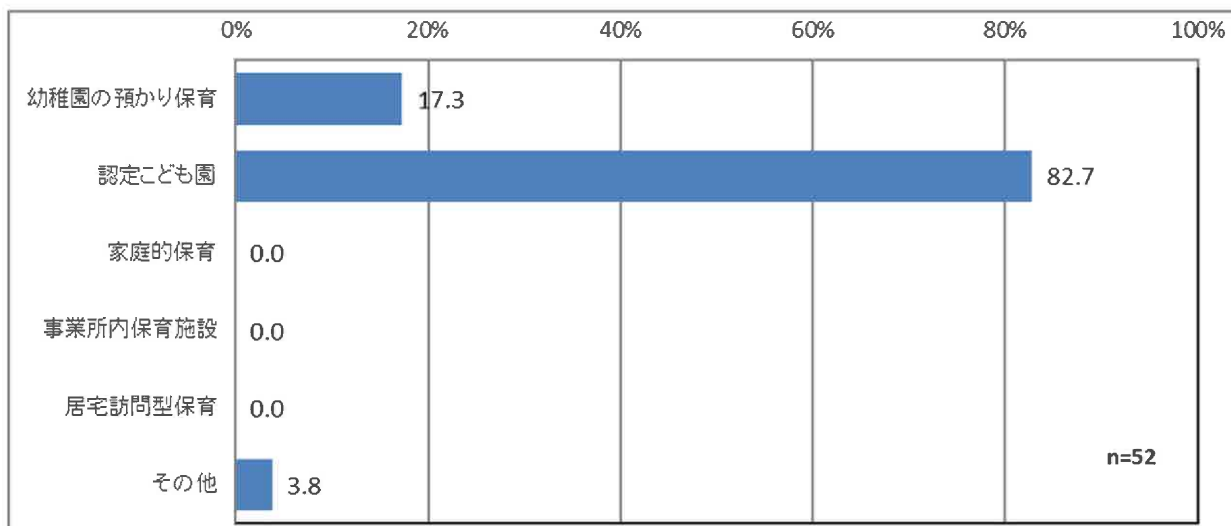
現在就労していない母親の就労希望については、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が23.5%、「1年より先、一番下の子どもが一定の年齢になったところに就労したい」が52.9%と75%以上の人将来的には就労したいという希望がある状況となっています。



④ 定期的な教育・保育事業の利用

定期的な教育・保育事業の利用については、「利用している」が8割弱を占め、利用している事業については「認定こども園」が82.7%となっておりま。



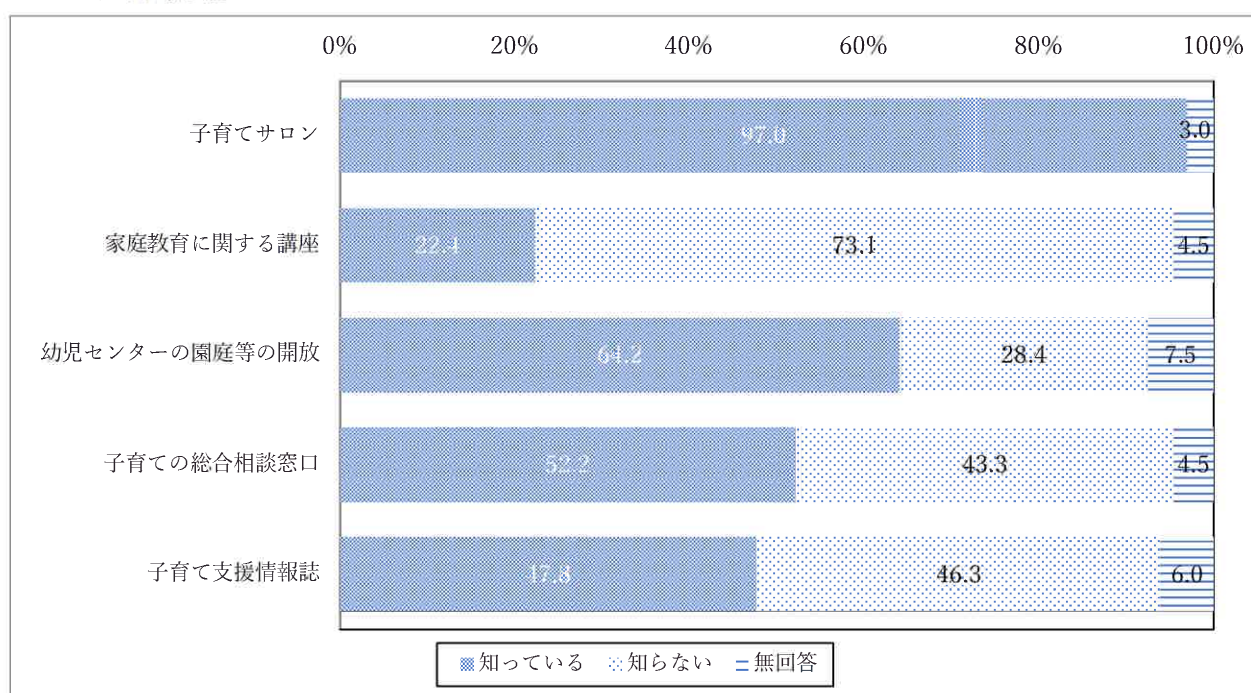


⑤ 町が実施する事業の認知状況・利用意向

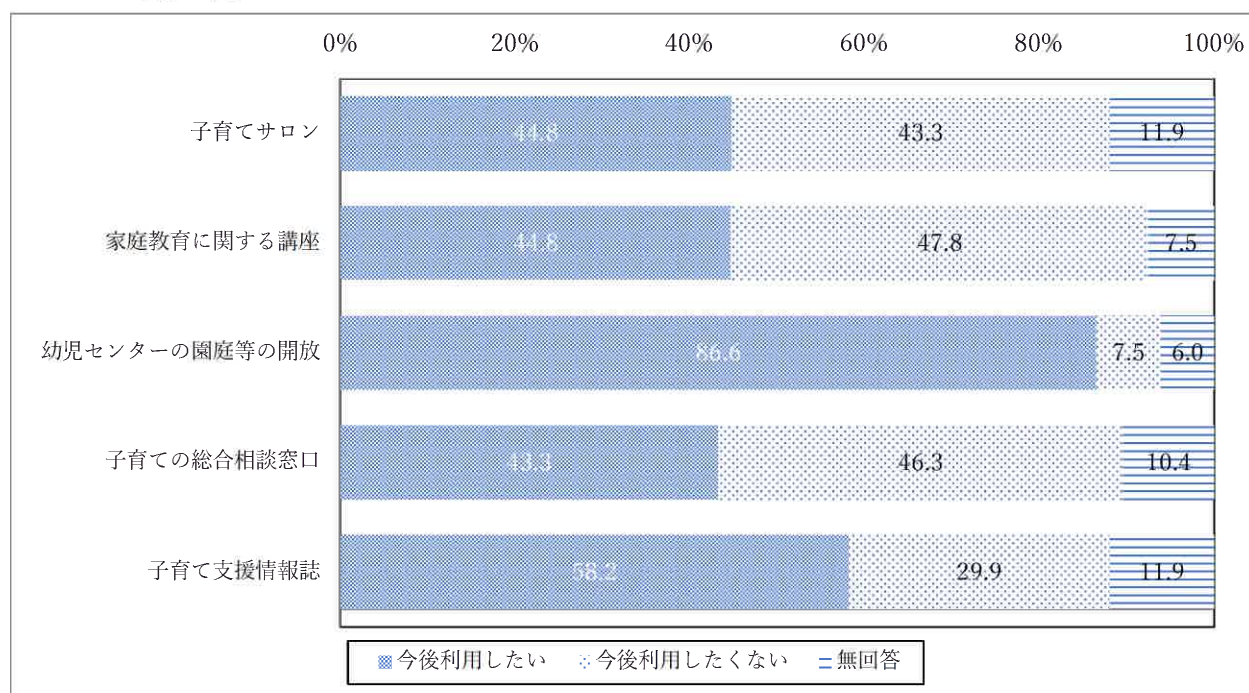
認知状況では「子育てサロン」97.0%と最も高くなっており、次いで「幼児センターの園庭開放」64.2%となっています。

今後の利用意向では「幼児センター園庭の開放」86.6%、「子育て情報誌」58.2%となっており、子育て情報誌の利用意向が高いものとなっています。

ア 認知状況



イ 利用意向

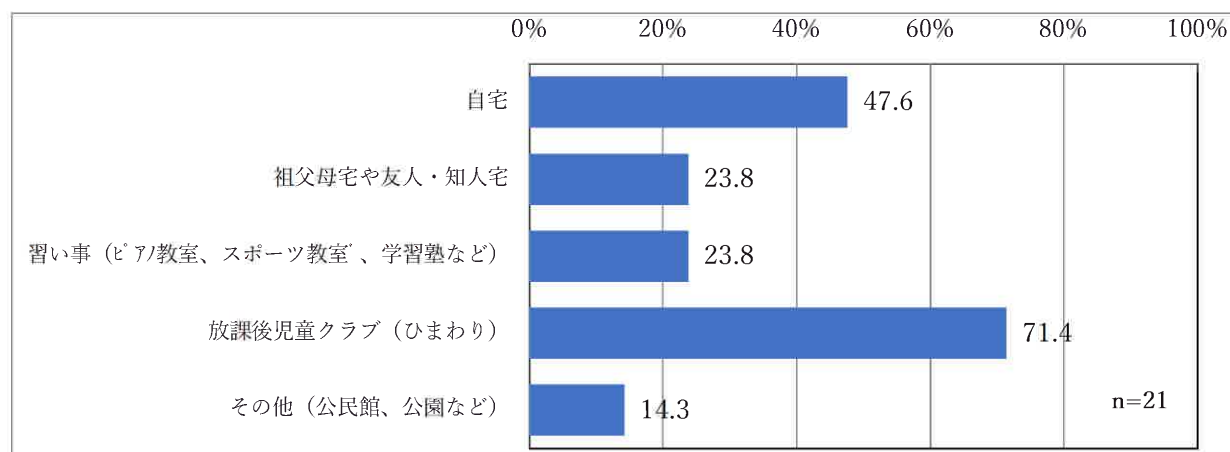


⑥ 小学校就学後放課後の過ごし方

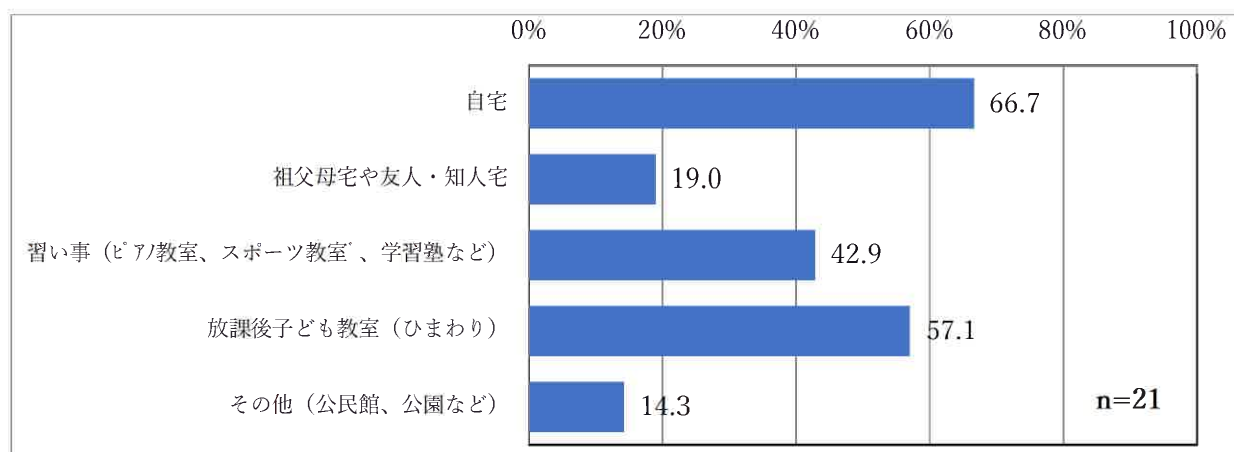
低学年は放課後児童クラブ(ひまわり)71.4%、自宅 47.6%、祖父母宅や友人・知人宅と習い事が 23.8%となっています。

高学年については、自宅 66.7%、放課後子ども教室(ひまわり)57.1%、習い事 42.9%となっており、低学年に比べて、ひまわりで過ごす率が低下し、自宅・習い事の比率が高くなっています。

ア 小学校低学年(小1～小3)の放課後の過ごす場所(保護者の意向)

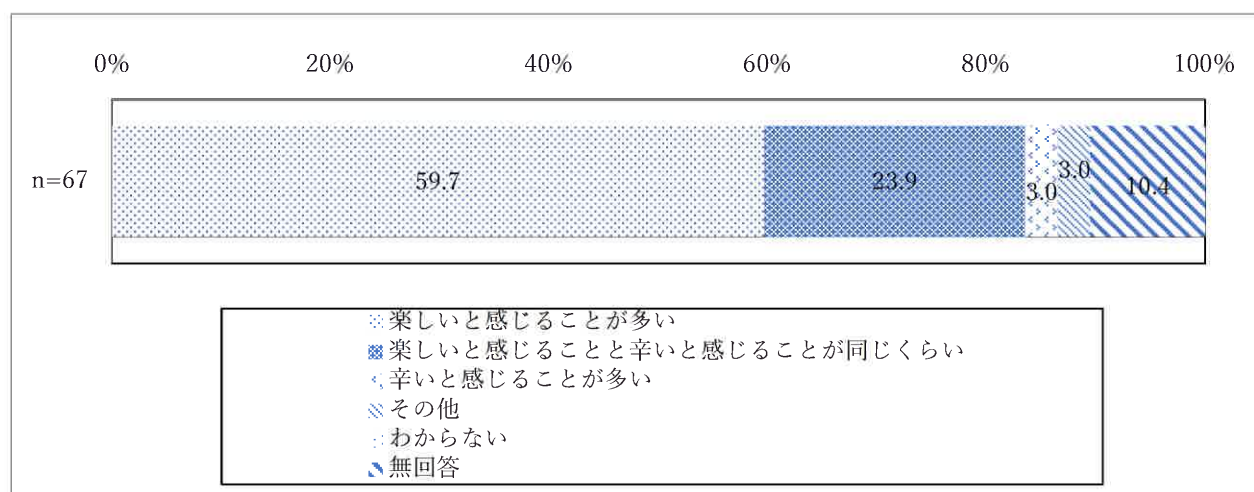


イ 小学校高学年(小4～小6)の放課後の過ごす場所(保護者の意向)



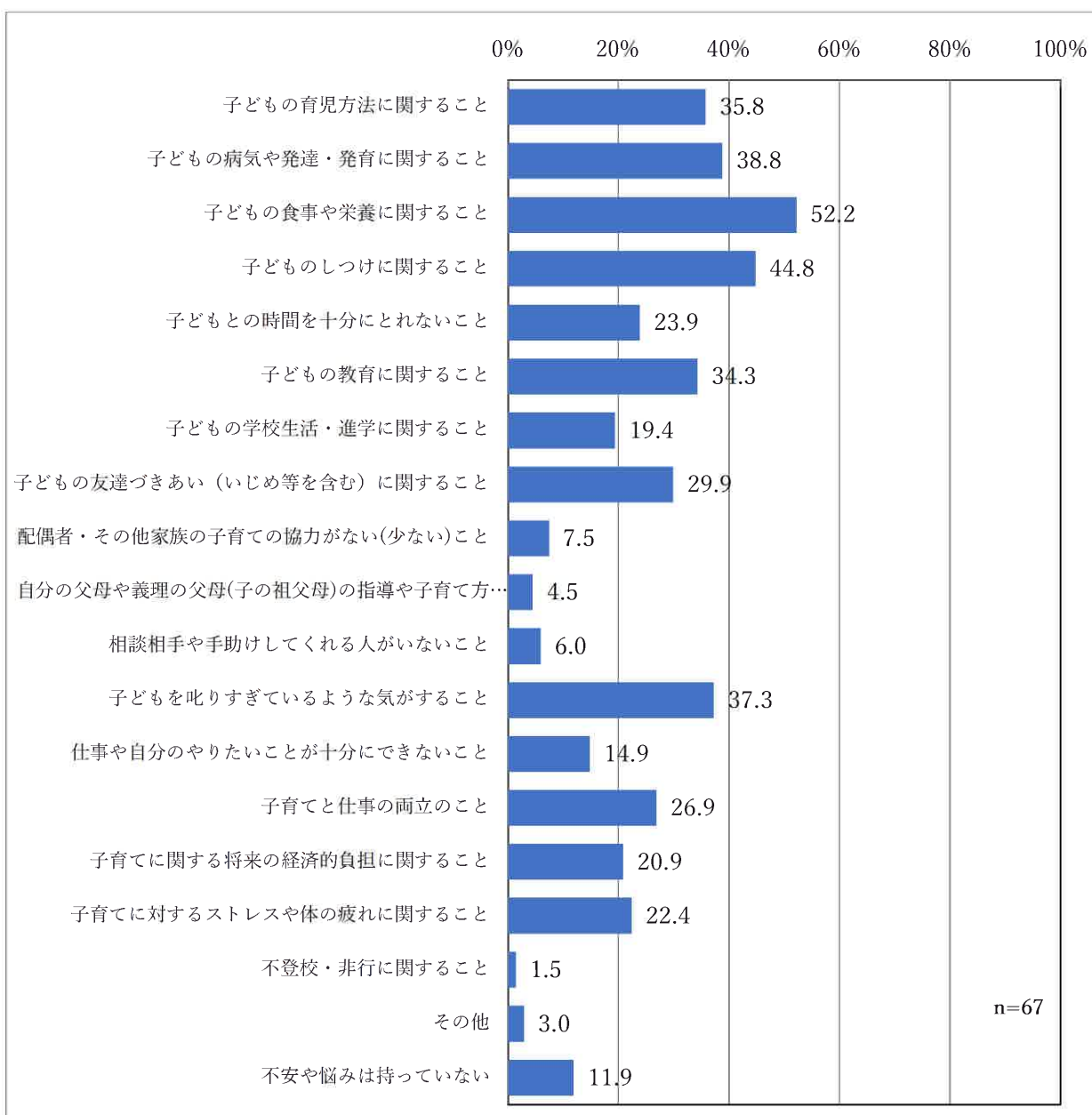
⑦ 子育てに対する不安や悩み

子育てが「楽しいと感じることが多い」と回答した方が最も多く 59.7%となっています。子育てが「つらいと感じることが多い」は 3.0%でしたが、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が 23.9%ということもあり、辛いと思ったときに気軽に発信・相談が出来て支援ができるような体制づくりが必要であると思われます。



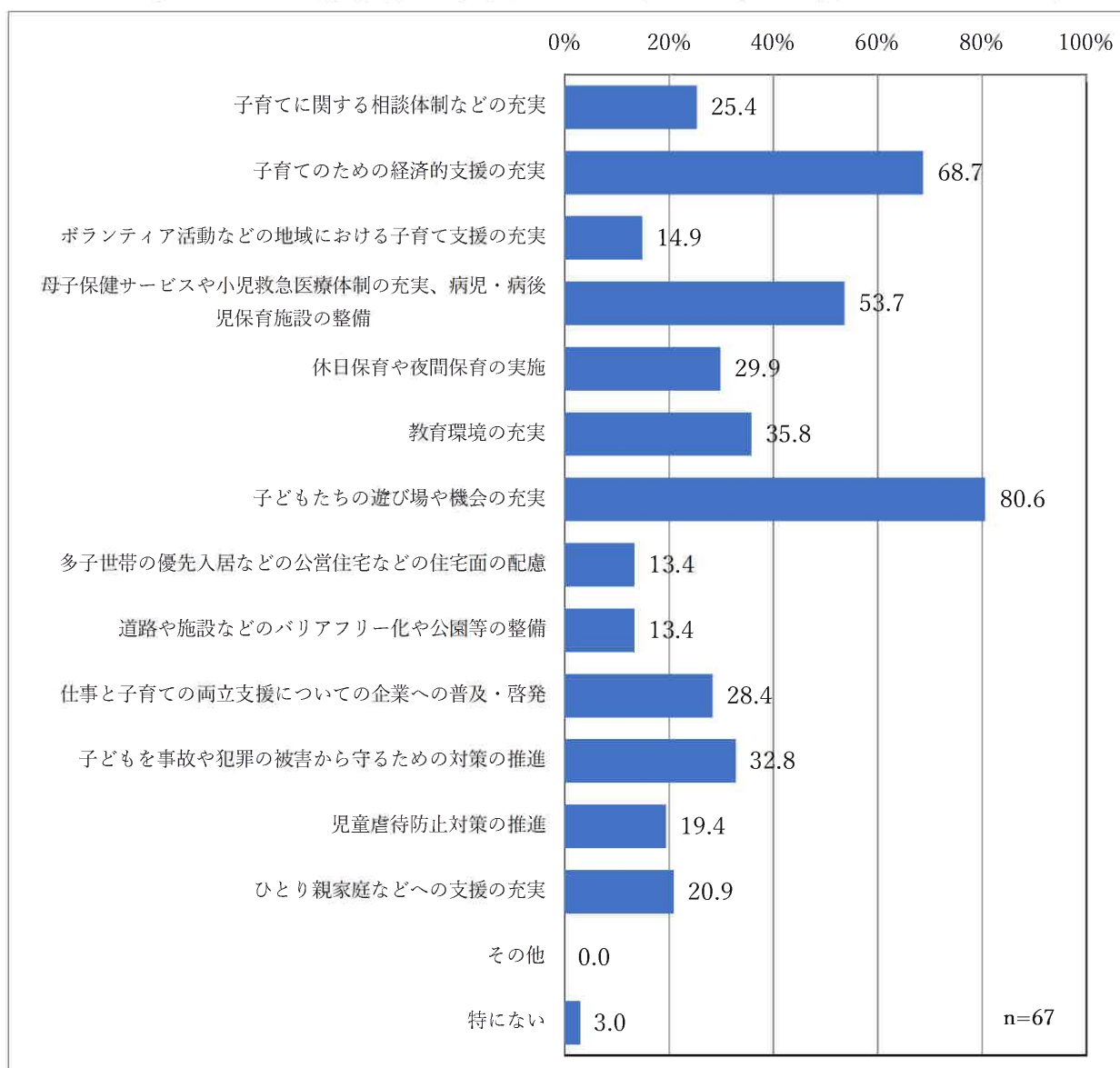
不安や悩みの内容については「子どもの食事や栄養に関すること」52.2%が最も多く次いで「子どものしつけに関すること」44.8%、「子どもの病気や発達・発育に関すること」38.8%、「子どもを叱りすぎているような気がする」37.3%の順となっています。

前回調査では、「子どものしつけに関すること」が最も多くなっていたので、子育てに関する不安や悩みも変化しているので、それに対応した相談体制を整える必要があります。



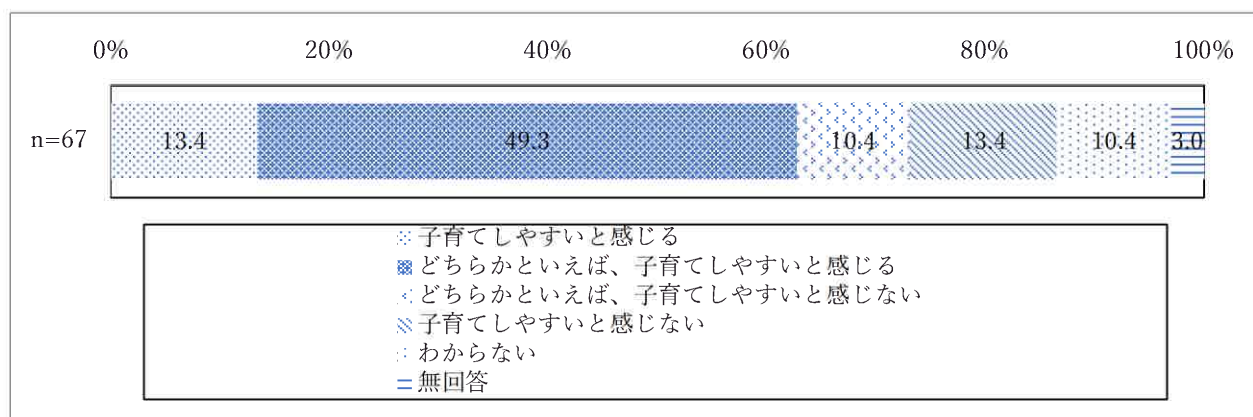
⑧ 町の子育て支援策(ニーズ)

「子どもたちの遊び場や機会の充実」が80.6%で最も多い状況となっています。

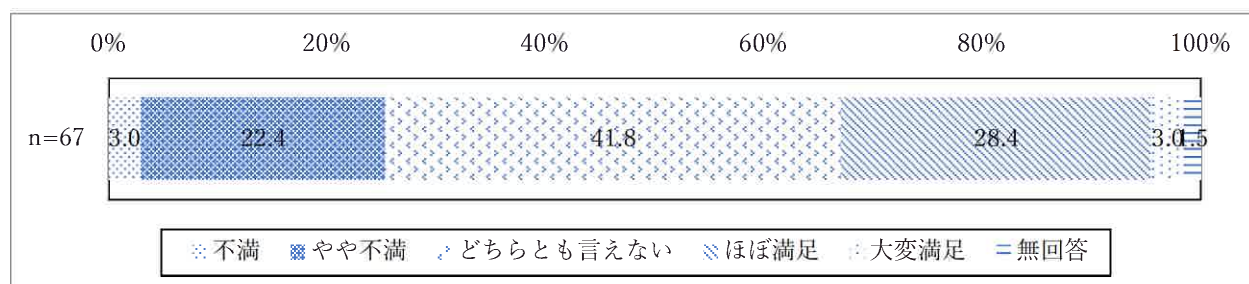


⑨ 子育てのしやすさの満足度

子育てのしやすさは「子育てしやすいと感じる」「どちらかといえば、子育てしやすいと感じる」をあわせて62.7%で、半数以上いる状況となっています。



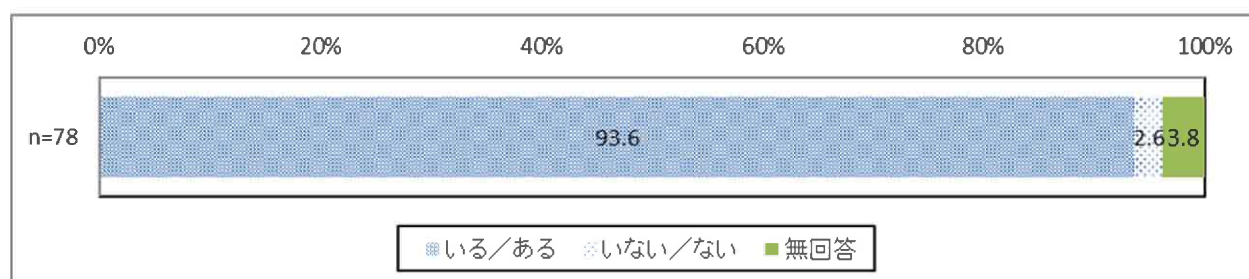
満足度は、「大変満足」「ほぼ満足」で31.4%、「どちらとも言えない」41.8%となっており、どちらとも言えないという感覚を満足に変化できるような方策を進めていくことが必要となっています。



(4) 小学生児童調査の結果(概要)

① 子育てに関する相談先

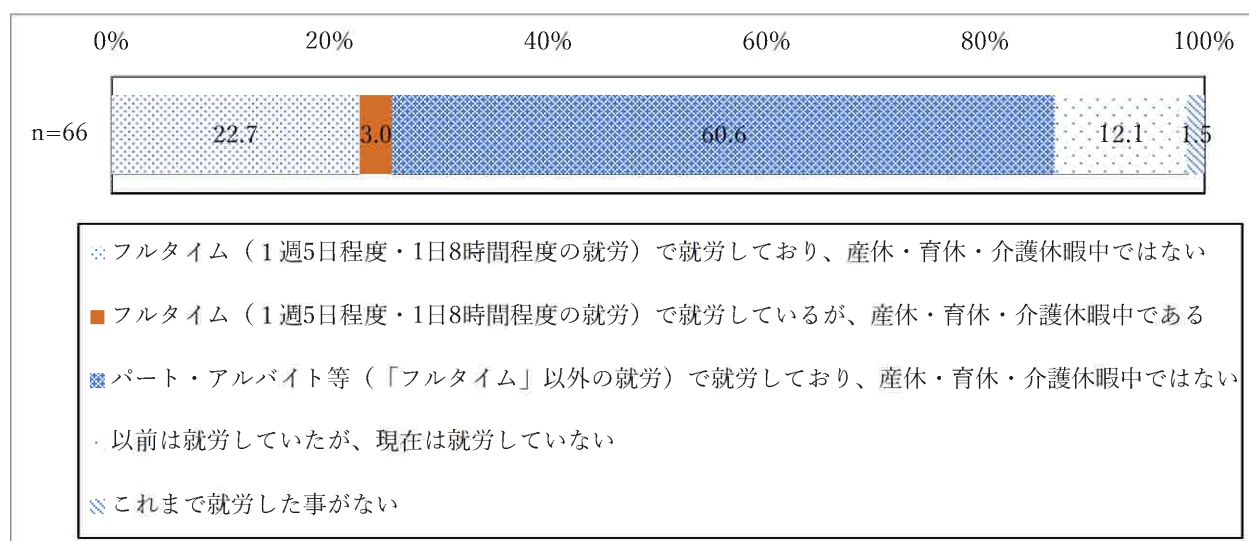
「いる／ある」が93.6%、「いない／ない」が2.6%となっています。



② 保護者の就労状況

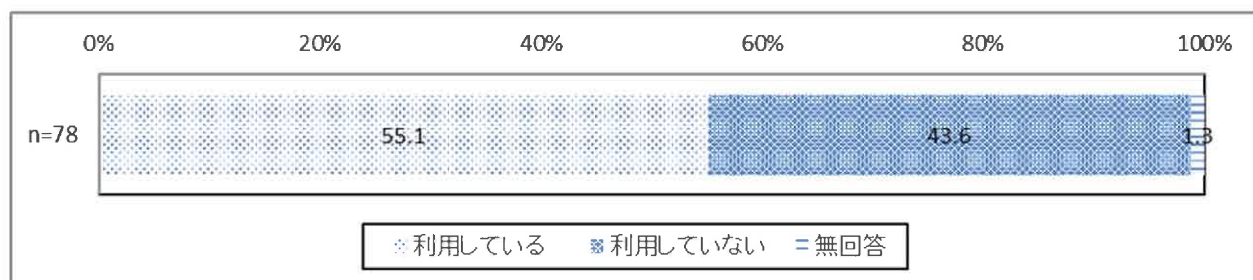
母親の就労状況については、「パート・アルバイト等で就労」が60.6%、「フルタイムで就労(産休・育休を含む)」が25.7%となっており、8割以上の母親が就労している状況となっています。

(父親についてはほぼフルタイムで就労している)



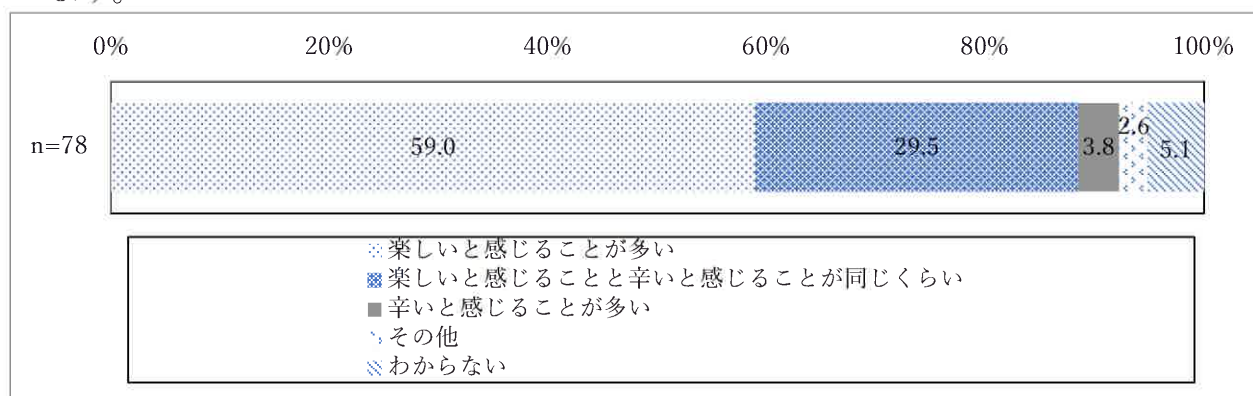
③ 放課後の過ごし方

放課後児童クラブ・放課後子ども教室の利用については55.1%が利用している状況で、前回調査時の32.9%より利用が大きく増えている状況となっています。

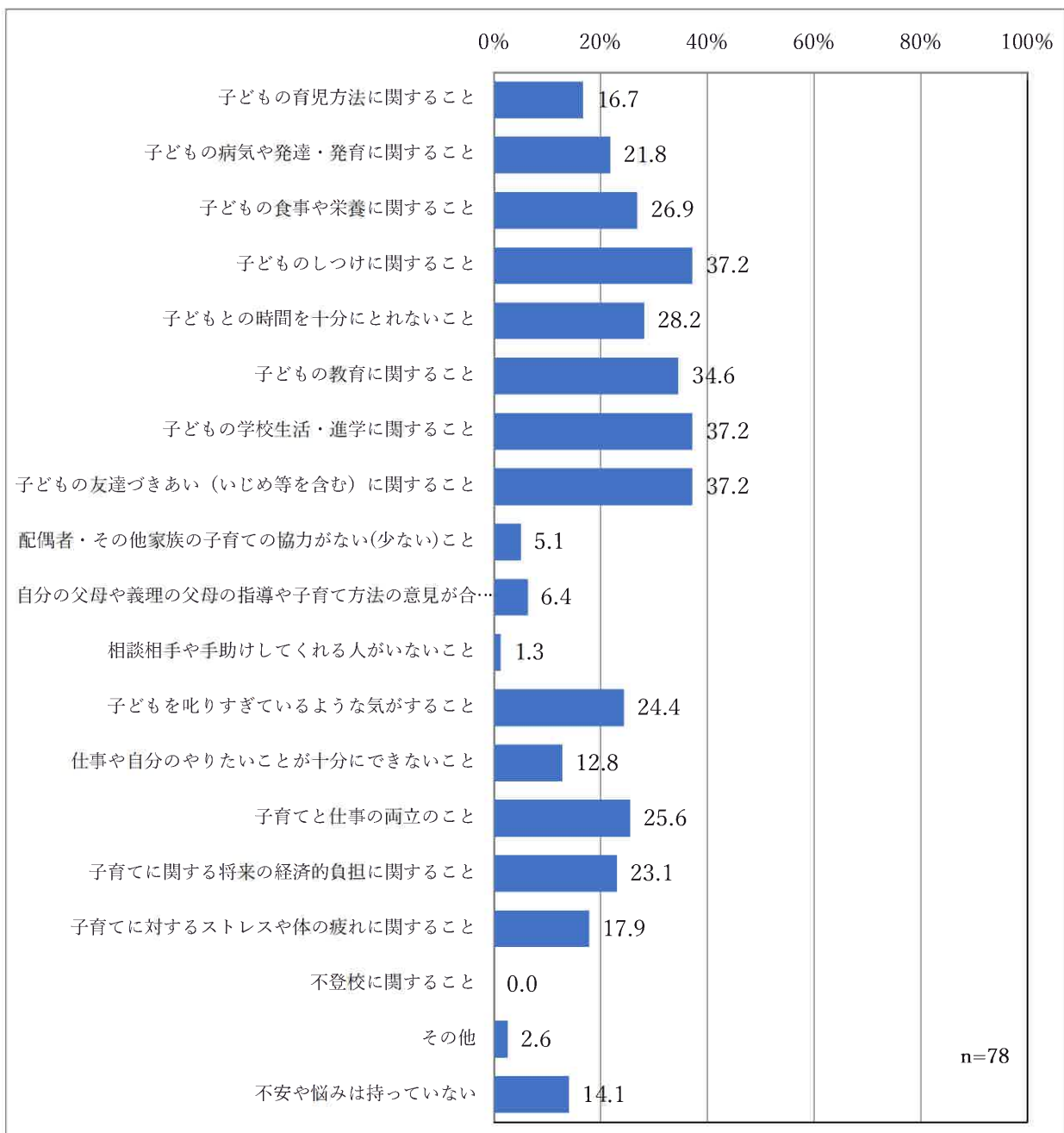


④ 子育てに関する不安や悩み

「楽しいと感じることが多い」が59.0%、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が29.5%となっています。就学前児童調査とほぼ同じ割合となっています。

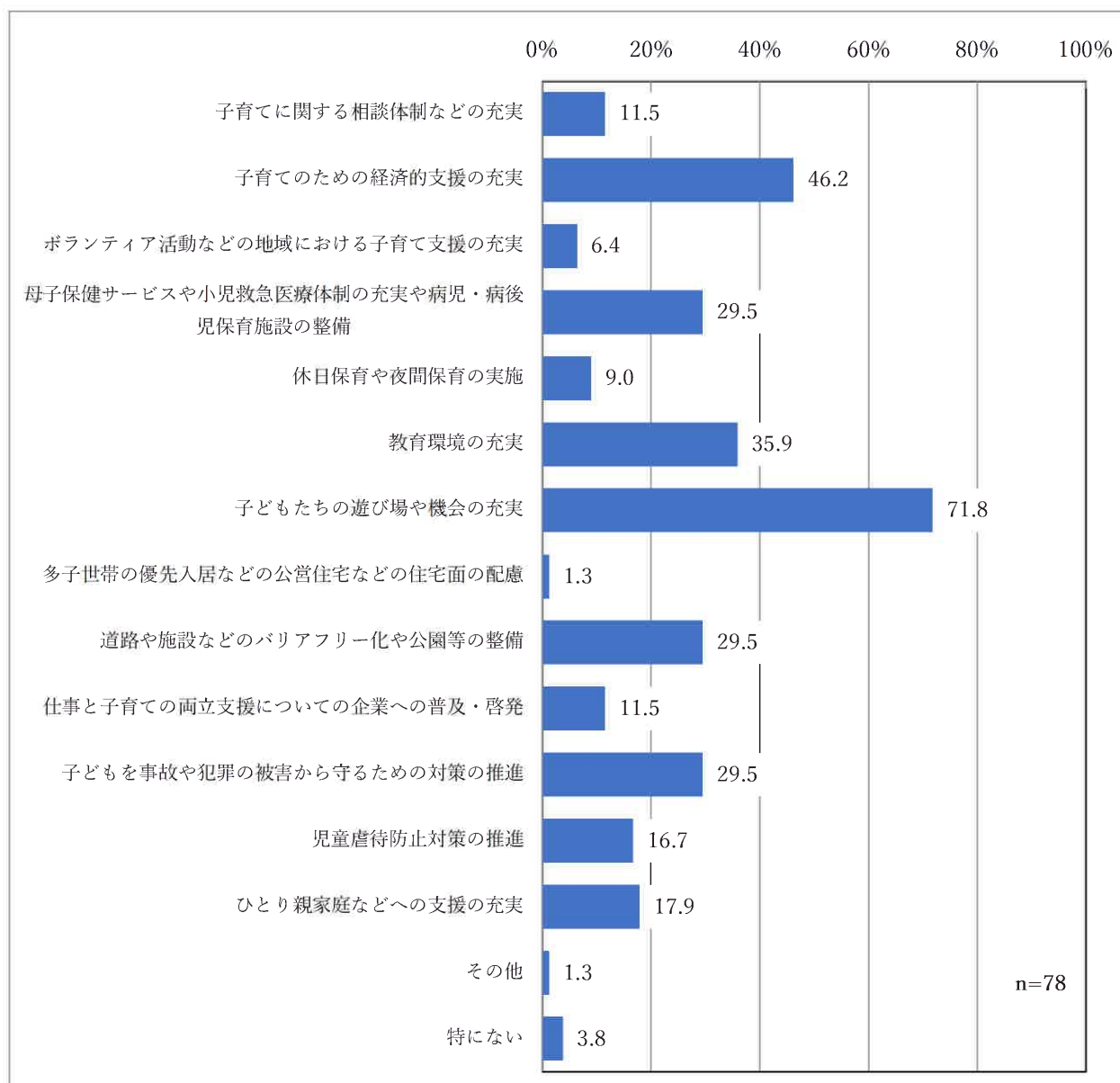


不安や悩みの内容としては、「子どものしつけに関すること」・「子どもの学校生活・進学に関すること」・「子どもの友達づきあい(いじめ等を含む)に関すること」が37.2%で最も多く、次いで教育に関すること、子どもとの時間が十分に取れない、子育てと仕事の両立などが続いています。



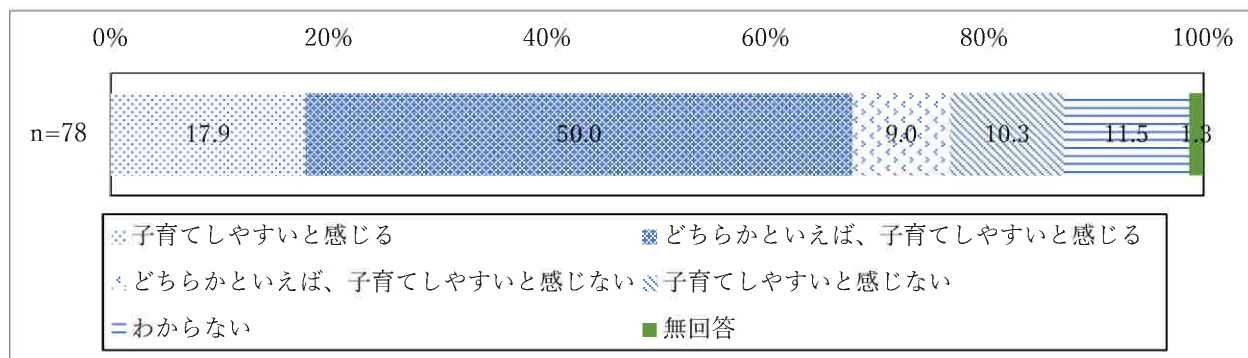
⑤ 町の子育て支援策(ニーズ)

就学前児童調査と同様に「子どもの遊び場や機会の充実」が最も多く 71.8%となっており、次いで子育てのための経済的支援の充実、教育環境の充実の順となっています。

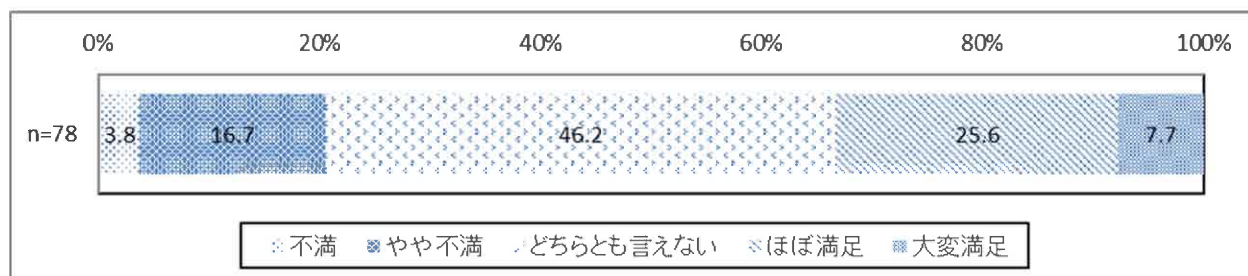


⑥ 子育てのしやすさや満足度

子育てのしやすさは、「子育てしやすいと感じる」と「どちらかといえば、子育てしやすいと感じる」をあわせると 60%以上となる状況となっています。



満足度については、「大変満足」・「ほぼ満足」で 33.3%、「どちらとも言えない」が 46.2%となっており、どちらとも言えないと行く感覚を満足に変化できるような方策を進めていくことが必要となっています。



第3章 計画の基本的事項

1. 基本目標の設定

第2章の様似町の現状を踏まえて次のような目標を設定いたします。

1. 子どもの育つ力をのばす環境づくり
2. 多様なライフスタイルの中で、子どもを産み育てる環境を支える地域づくり

2. 目標と実現のためにできること

(1) 「子どもの育つ力をのばす環境づくり」を実現するために

子ども自身の育つ力、成長する力をのばす環境づくりを目指します。

乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

親子関係はもとより、周囲の大人が子どもとの信頼関係を築き、子どもたちの生きる力を伸ばす関わりが必要です。

家庭の養育力の向上、すべての子どもが質の高い幼児教育と保育を受ける機会の確保、必要な子どもに適切な療育を提供できる体制づくりを進めてまいります。

《具体的な施策》

1. 様似町立幼児センターにおける幼児教育・保育の充実
2. 地域子育て支援事業の充実(保健福祉センター、幼児センター)
3. 特別支援教育・保育事業

(2) 「多様なライフスタイルの中で、子どもを産み育てる環境を支える地域づくり」を実現するために

社会全体の傾向としては、ライフスタイル、ライフサイクルに合わせて多様な働き方を選択できること、結婚や出産・子育てを両立するために、社会的な制度や地域のサービス基盤を整備することへの支援が必要です。

また、保護者として成長するための知識や経験を家庭の中で継承することが難しくなっている現代社会においては、保護者の学習の場が必要です。

仕事と子育てを両立するための保育の確保をはじめ、あらゆる家庭、あらゆる保護者の子育てをサポートするための仕組みを整えてまいります。

《具体的な施策》

1. 教育・保育施設給付
2. 地域子育て支援拠点事業の充実
3. 一時預かり事業
4. 放課後児童健全育成事業
5. 乳幼児等医療費助成事業
6. 要保護児童対策地域協議会の充実

3. 教育・保育提供区域の設定について

(1) 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項の規定により、市町村は、地理的条件や人口、交通事情、教育・保育を提供するための施設整備の状況などを勘案して市町村で定める区域ごとに提供する事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとなっています。

(2) 様似町における教育・保育提供区域の設定

様似町においては、子どもの数も少なく、教育・保育を提供する施設も認定こども園様似町立幼児センター1 カ所しかいないため、町全体を一つの区域として設定することとします。

4. 推計児童数

第 2 章の 1. (4) 児童人口の将来推計から 0 歳から 11 歳までの児童数を抽出すると次のようになります。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳	16 人	16 人	15 人	14 人	14 人
1 歳	18 人	16 人	16 人	15 人	14 人
2 歳	18 人	17 人	15 人	15 人	14 人
3 歳	22 人	17 人	17 人	15 人	15 人
4 歳	15 人	21 人	17 人	17 人	15 人
5 歳	19 人	14 人	20 人	16 人	16 人
6 歳	14 人	18 人	14 人	19 人	16 人
7 歳	17 人	14 人	18 人	13 人	19 人
8 歳	26 人	17 人	13 人	17 人	12 人
9 歳	25 人	25 人	16 人	13 人	16 人
10 歳	19 人	24 人	24 人	15 人	12 人
11 歳	21 人	18 人	23 人	23 人	15 人

第4章 教育・保育施設の充実

第3章の「基本目標」実現に向けて具体的な施策の「量の見込み」と「確保方策」について、第4章と第5章に記載する。

1. 量の見込み・認定区分

本計画の策定期間における教育・保育の利用状況について、ニーズ調査により把握した利用希望により、認定区分ごとに量の見込み(必要利用定員総数)を定めています。

保護者の申請を受けた町が、客観的基準に基づき保育の必要性を認定し、その上で給付を行う仕組みです。

なお、認定区分の類型は3つに分かれており、それぞれに利用できる施設等が異なります。

認定区分	対象者	主な利用先
1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、保育を必要とせず、教育を希望する子ども(2号認定を除く)	幼稚園 認定子ども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、「保育の必要事由(保護者の就労等)」に該当し、保育所等で保育を希望する子ども	保育所 認定子ども園
3号認定	満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由(保護者の就労等)」に該当し、保育所等で保育を希望する子ども	保育所 認定子ども園

2. 提供体制の確保

(1) 1号認定(3歳以上、幼稚園・認定こども園(教育部分)を利用希望)

① 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	7人	6人	6人	6人	5人
② 確保の内容	7人	6人	6人	6人	5人
特定教育・保育施設	7人	6人	6人	6人	5人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人

② 確保方策

様似町内における施設として「認定こども園様似町立幼児センター」(幼保連携型)が1園のみですが、令和7～11年度の計画期間において、見込み量と同数を確保予定としております。定員は40人となっているため見込み量を上回っても利用できる状況となっています。

(2) 2号認定(3歳以上、保育園・認定こども園(保育部分)を利用希望)

① 量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	49人	46人	48人	42人	41人
	幼児期の学校教育 の利用希望が強い	0人	0人	0人	0人	0人
	上記以外	49人	46人	48人	42人	41人
②	確保の内容	49人	46人	48人	42人	41人
	特定教育・保育施設	49人	46人	48人	42人	41人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人

② 確保方策

様似町内における施設として「認定こども園様似町立幼児センター」(幼保連携型)が1園のみですが、令和7～11年度の計画期間において、見込み量と同数を確保予定としております。定員は45人となっているため、令和7～9年度は定員を上回る見込みですが、1号認定の子どもの数が定員を大きく下回っているため、受入可能な状況となっており、今後も待機児童ゼロの継続に努めます。

(3) 3号認定(0歳、保育園・認定こども園(保育部分)を利用希望)

① 量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	8人	8人	8人	7人	7人
②	確保の内容	8人	8人	8人	7人	7人
	特定教育・保育施設	8人	8人	8人	7人	7人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人

② 確保方策

様似町内における施設として「認定こども園様似町立幼児センター」(幼保連携型)が1園のみですが、令和7～11年度の計画期間において、見込み量と同数を確保予定としております。定員は10人となっているため、見込み量を上回っても利用できる状況となっており、今後も待機児童ゼロの継続に努めます。

(4) 3号認定(1歳、保育園・認定こども園(保育部分))を利用希望)

① 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	13人	11人	11人	11人	10人
② 確保の内容	13人	11人	11人	11人	10人
特定教育・保育施設	13人	11人	11人	11人	10人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人

② 確保方策

様似町内における施設として「認定こども園様似町立幼児センター」(幼保連携型)が1園のみですが、令和7～11年度の計画期間において、見込み量と同数を確保予定としております。定員は12人となっているため、令和7年度は定員を上回る見込みですが、必要な保育士の数が確保されているので、受入可能な状況となっており、今後も待機児童ゼロの継続に努めます。

(5) 3号認定(2歳、保育園・認定こども園(保育部分))を利用希望)

① 量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	15人	14人	12人	12人	11人
② 確保の内容	15人	14人	12人	12人	11人
特定教育・保育施設	15人	14人	12人	12人	11人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人

② 確保方策

様似町内における施設として「認定こども園様似町立幼児センター」(幼保連携型)が1園のみですが、令和7～11年度の計画期間において、見込み量と同数を確保予定としております。定員は13人となっているため、令和7～8年度は定員を上回る見込みですが、必要な保育士の数が確保されているので、受入可能な状況となっており、今後も待機児童ゼロの継続に努めます。

第5章 地域子ども・子育て支援事業等の充実

1. 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

国の基本指針等に基づき、定めた計画期間における「量の見込み」及び「確保方策」は、次のとおりです。

(1) 地域子育て支援拠点事業

子育て家庭に対して、子育てに関する情報の提供、子どものことなどの悩みに関する相談、子どもや保護者同士の交流など仲間づくりのお手伝い、子育て活動をしている個人、団体などの活動の支援等、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	194人回	181人回	164人回	164人回	157人回
確保方策	194人回	181人回	164人回	164人回	157人回

子育て支援係が認定こども園様似町立幼児センター内の空き教室を常設会場として、0歳から就学前までの未就園児の家庭保育児を対象に「子育てサロン」を実施しています。この事業を主体に個別相談や家庭訪問、乳幼児健診時に会場の一角に玩具を設置して健診待合の機会を利用して子育て相談を実施する「お出かけサロン」などの事業を引き続き実施していきます。

(2) 妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。(最大14回ほぼ全額助成)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	交付数	16人	15人	14人	14人	13人
	回数	224回	210回	196回	196回	182回
確保方策	交付数	16人	15人	14人	14人	13人
	回数	224回	210回	196回	196回	182回

保健福祉センター(保健福祉課保健推進係)の保健師が担当しており、引き続き実施いたします。

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

妊産婦・新生児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、妊産婦の健康状態、新生児の発育・疾病予防等について指導助言を行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	16人	15人	14人	14人	13人
確保方策	16人	15人	14人	14人	13人

保健福祉センター(保健福祉課保健推進係)の保健師が担当しており、引き続き実施い

たします。

(4) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助等)をする事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	6人	6人	6人	5人	5人
確保方策	6人	6人	6人	5人	5人

要保護児童対策地域協議会で検討した結果、支援が必要となった場合や乳児家庭全戸訪問事業や関係機関よりの連絡・通告により把握した際に保健師や保育士等が家庭訪問をしていきます。

(5) 一時預かり事業

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった園児を幼稚園の教育時間終了後において預かる事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	54人日	54人日	54人日	52人日	51人日
確保方策	54人日	54人日	54人日	52人日	51人日

認定子ども園様似町立幼児センターで実施しており、引き続き実施します。

② 幼稚園における一時預かり(幼稚園における在園児対象型以外)

病気やケガ、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に保育預かりを行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	108人日	102人日	102人日	96人日	96人日
確保方策	108人日	102人日	102人日	96人日	96人日

認定子ども園様似町立幼児センターで実施しており、引き続き実施します。

(6) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	合 計	70 人	65 人	60 人	58 人	54 人
	1 年 生	10 人	13 人	10 人	14 人	12 人
	2 年 生	12 人	10 人	13 人	9 人	14 人
	3 年 生	19 人	12 人	9 人	12 人	9 人
	4 年 生	11 人	11 人	7 人	6 人	7 人
	5 年 生	9 人	11 人	11 人	7 人	5 人
	6 年 生	9 人	8 人	10 人	10 人	7 人
確 保 方 策		70 人	65 人	60 人	58 人	54 人

「放課後児童施設ひまわり」を拠点として、「放課後児童クラブ」(保護者が共働き家庭等の留守家庭等の1～3年生の小学生が対象)と「放課後子ども教室」(保護者の就労の有無に関係ない4年生以上の小学生が対象)を開設しています。

(7) 子育て短期支援事業

保護者が疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが困難となった場合や、短期に保護が必要となった場合等に、一時的に養育・保護を行う事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み		2 人	2 人	2 人	1 人	1 人
確 保 方 策		2 人	2 人	2 人	1 人	1 人

浦河町に在住する里親の方に委託して事業を実施しています。

(8) 産後ケア事業

産後1年までの母子に対し、心身の安定及び育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導や、療育に伴う育児等に関する指導、相談その他の援助を行う事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み		6 人	6 人	6 人	5 人	5 人
確 保 方 策		6 人	6 人	6 人	5 人	5 人

浦河赤十字病院に委託し事業(おっぱい外来)を実施しています。

(9) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所・認定子ども園等に通園していない生後6カ月から2歳までの未就園児を対象に、保育所・認定子ども園等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の見込み		0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
	確保方策		0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
1歳	量の見込み		0.5人	0.5人	0.4人	0.4人
	確保方策		0.5人	0.5人	0.4人	0.4人
2歳	量の見込み		0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
	確保方策		0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
合計	量の見込み		1.1人	1.1人	1.0人	1.0人
	確保方策		1.1人	1.1人	1.0人	1.0人

国では月10時間の利用を想定していますが、月16時間(保育短時間×2日)で量の見込みを算定しています。

令和8年度より認定子ども園様似町立幼児センターで事業を実施することとします。

(10) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり等を行う事業です。

子育てに関する窓口としての役割や地域子育て支援拠点事業を実施している「子育て支援係」を担当窓口として位置づけし、さらに、乳幼児や妊婦健診の担当である保健福祉課保健推進係との連携を図る必要があることから、相互に連携を図りながら対応してまいります。

(11) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動の連絡・調整を実施する事業です。

現在提供会員がいないため実施されていませんが、ニーズ等があった場合は対応を検討します。

(12) 時間外保育事業(延長保育事業)

保護者の就労形態の多様化等による延長保育需要に対応するため、認定子ども園等において通常保育時間(11時間)を超えて保育をし、さらには、日・祝祭日において保育を実施する「休日保育」を実施する事業です。

様似町においては、認定子ども園様似町立幼児センターにおいて、平日10時間30分の保育を実施しており、土曜日にも実施しておりますので、現状の体制を継続してまいります。

(13) 病児・病後児保育事業

保育所に入所している児童及び保護者が就労等している小学生のうち、病気または病後回復期にあり、集団保育が困難な期間及び通学が困難な期間、一時的に保育所や認定こども園、病院の専用スペース等において、看護師等の医療職を配置して保育する事業です。

ニーズとしてはありますが、対応可能な事業所や委託先は近隣町にない状況であり、単独での実施は困難と思われますが、近隣町との広域での実施等の検討を行います。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケラー等が住む家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

現状ではニーズが少ないため、今後の状況により実施を検討します。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談、食事の提供を行う事業です。

現状ではニーズが少ないため、今後の状況により実施を検討します。

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他必要な支援を行う事業です。

ニーズが少なく専門の職員が町内にいないため、様似町での実施は困難ですが、近隣町の診療所の利用などの資源の活用が可能かなど必要な検討を行います。

第6章 計画の推進体制

1. 推進体制

(1) 身近な相談窓口

町内の関係部署の窓口において、子育て支援全般にわたる相談に丁寧に応じていきます。

(2) 情報公開・提供の充実

本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況等をホームページ等で広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、庁内の関係部署における情報の共有化を進めることで、より効率的に本計画の推進を図ります。

(3) 関係機関の連携強化

全ての家庭に対する総合的な子育て支援を行っていくためには、町内外の関係機関や住民組織との協働による情報の共有化と連絡調整が重要となります。自治会や子育て支援に関わる住民組織、医療機関、福祉事務所、教育機関、警察等との連携を強化して、子どもたちの健全な育成に取り組み、本計画の実効性の向上を図ります。

(4) 庁内の点検体制の充実

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進捗状況の定期的なフォローアップが必要です。子ども・子育て支援事業計画を推進する庁内の関係部署が中心となり、施策の計画目標をもとに、進捗状況を庁内で点検するとともに事業の見直しを含め、計画の推進を目指します。